

明 環 総 第 2 0 3 号

平成30年(2018年)1月29日

明石市監査委員 藤 本 一 彦 様

同 星 川 啓 明 様

同 山 崎 雄 史 様

同 辻 本 達 也 様

明 石 市 長 泉 房 穂

市民生活局（環境室）行政監査の結果に対する措置について（通知）

平成29年12月27日付け明監第119号で提出のあった市民生活局（環境室）行政監査の結果について、別紙のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知いたします。

1 監査結果の受理日 平成29年12月27日

2 措置の内容

(監査の結果)

1 環境総務課における準公金の取扱いについて

本市では、準公金の取扱いに係る事務の適正化を図るため、明石市準公金取扱基準（以下「取扱基準」という。）を定め、平成28年1月から、取扱基準に基づき準公金を取り扱っているところである。

しかしながら、環境総務課で取り扱う「明石市環境基本計画推進パートナーシップ協議会」に係る準公金において、

(1) 入出金について、出納簿に記載されていないものや決裁を経ずに行われたものがあった。

(2) 多額の準公金が、現金で長期間保有されていた。

(3) 出納簿について、定期的な検認が行われていなかった。

など、取扱基準に基づく現金等の管理や出納事務が行われていない事例があった。

監査の結果、現金・預金の出納と現金・預金の残高とは、一致したところであるが、準公金について、問題事案があれば市や職員の責任が問われることになる。市民にとっては、公金か準公金かの違いはないことから、公金と同様に適切な取扱いに留意しなければならないところである。

問題事案の発生を未然に防止するため、出納簿を適切に作成されるなど取扱基準を遵守するとともに、事務の透明

性を高め、組織として準公金の適正な管理を行われたい。

(講じた措置)

- (1) 入出金について、様式及び運用を改め、入出金の都度に決裁を行うように改善しました。
- (2) 保有する現金については、速やかに預金しました。
- (3) 出納簿の様式を改め、定期的な検認を行います。

その他、取扱基準に基づき運用するよう改善しました。(環境総務課)